

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県規則第九号

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

規

則

1

次

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

漁船損害補償法による漁船の普通損害

保険付保義務の同意

土地改良事業の認可（二件）

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

土地図画整理事業の事業計画の変遷

建築基準法による道路の位置

規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

同表の備考の2中「六〇〇円」を「七〇〇円」に改める。

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

一人月額	一四、二〇〇円
一人月額	一五、七〇〇円
一人月額	一七、二〇〇円
一人月額	一三、二〇〇円
一人月額	一四、七〇〇円
一人月額	一六、二〇〇円
一人月額	一五、二〇〇円
一人月額	一六、七〇〇円
一人月額	一八、二〇〇円
一人月額	一四、二〇〇円
一人月額	一五、七〇〇円
一人月額	一七、二〇〇円

卷

一人月額	一七、二〇〇円
一人月額	一八、七〇〇円
一人月額	二〇、二〇〇円
一人月額	一六、二〇〇円
一人月額	一七、七〇〇円
一人月額	一九、二〇〇円
一人月額	一八、二〇〇円
一人月額	一九、七〇〇円
一人月額	二一、二〇〇円
一人月額	一七、二〇〇円
一人月額	一八、七〇〇円
一人月額	二〇、二〇〇円

に改め

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区 漁業の区分

田後加入区 漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

鳥取県規則第十号

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「一萬円」の下に「（合併森林組合にあつては、二万円）」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

御来屋加入区
中山加入区

昭和五十年三月二十二日

鳥取県告示第二百六十三号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出があつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る

鳥取県告示第二百六十四号

大鷦土地改良区から申請のあつた土地改良（石塚地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月十七日認可したので、同法同条第九項の規

同意については、審査した結果、同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十二日

定により告示する。

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

東伯郡東郷町松崎二八一番地（東郷町役場内）
事業計画の認可の年月日

昭和四十二年四月二十七日

変更認可の年月日
昭和五十年三月十七日

鳥取県告示第二百六十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第二百六十七号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同法同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第二百六十六号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和一九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定の例により、東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

一 土地区画整理事業の名称

東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業

二 事務所の所在地

主たる事務所

昭和四十五年十月十六日から昭和五十四年三月三十一日まで

事務所の所在地

方の各一部

事業施行期間

鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町及び吉方の各一部

鳥取市東品治町九九番地三 鳥取県鳥取都市開発事務所

従たる事務所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市開発課

鳥取県知事 平 林 鴻

法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。
昭和五十年三月二十二日

六 事業計画の決定の年月日

昭和四十五年十月十二日

七 事業計画の変更の年月日

昭和五十年三月十五日

鳥取県告示第二百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に

規定する道路の位置を昭和五十年三月二十二日次のとおり指定したので、

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定によ

り告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻

申請人の住所及び氏名

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市本町二丁目二二四 寺 内 照 美	鳥取市津ノ井字五反田二 七八一一五	幅員 四・〇〇メートル 延長 一三・七五メートル

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年二月二十一日 鳥取県指令受都計第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市服部字松ヶ段東中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市服部二四三の五番地 岸田絹子

鳥取県告示第二百六十九号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月500円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を

部 購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

〔団体の場合
及び代表者名、団体名〕

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

①

②